平成２２年（フ）第５３６号
大分市大字八幡1798番地
債務者　衛藤　佳世
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２２６号
宮崎県延岡市北方町上鹿川申695番地
債務者　西村　朱美（旧姓中瀬・間野・西山）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２６２６号
愛知県春日井市気噴町368番地３
債務者　可児　　健
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７５号
広島県福山市熊野町甲282番地１
債務者　浦川　浩三
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１７５号
島根県雲南市加茂町東谷139番地７
債務者　村上　宏子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０６号
福島県いわき市金山町汐見台78番地
債務者　平木　一哉
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第７５４号
熊本市九品寺６丁目６番33―３号
債務者　児玉　剛直
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８７号
秋田県湯沢市前森２丁目２番11号
債務者　五十嵐妙子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第９３号
秋田県横手市雄物川町造山字栗林４番地８
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第７２５号
埼玉県所沢市東町22番13号
債務者　菅野　桃子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２８７４号
大阪府東大阪市東鴻池町５丁目５番10号、住民票上の住所大阪府門真市大字ひえ島554番地の８
債務者　岡野　浩之
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２５５号
大阪市住吉区上住吉１丁目７番２―203号市営上住吉住宅
債務者　本田　則子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４０３号
大阪府東大阪市南上小阪１番61号
債務者　大西　　治
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４３４号
大阪府八尾市東弓削１丁目69番地の４
債務者　岩本　次雄
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４３５号
大阪市北区中崎西１丁目７番33号
債務者　手作り工房リンドグレーンこと　大橋由美
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５２８号
大阪府八尾市宮町３丁目４番49号
債務者　アロー印刷工芸こと　昼埜　哲次
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５６１号
大阪市住之江区南港中３丁目３番32―1302号
債務者　仲多工務店こと　田中　正人
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６１７号
大阪府寝屋川市黒原旭町６番４号
債務者　エスティンミエこと　原　千鶴子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部